

確定申告はお早めに！

龍野納税だより

確定申告特集号
発行所
公益社団法人龍野納税協会
龍野納税貯蓄組合連合会
たつの市龍野町富永702-1
TEL 0791-62-1700
協賛
龍野県税事務所

「青色」って、なんかいいよね。
～「青色申告」のススメ～
1. 青色申告特別控除として
単式簿記の場合 所得から10万円を控除して税額が計算される
複式簿記の場合 所得から65万円を控除して税額が計算される
2. 当年の赤字を
最大3年間翌年以降に繰り越し可能
3. 家族への給与(専従者給与)を
経費にすることができる
※青色申告をしようとする年の3月15日までに申請書を提出してください
納税協会 Tax Payment Associations
納税協会は税に関する事業を行う公益社団法人です

振替納税の
おすすめ
メリット
* 預貯金残高を確認しておくだけで
金融機関等に出向かなくても
自動的に納付ができます
* 一度手続きをすれば
翌年以降の手続きは不要です
※振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期前までに
所屬税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
納税貯蓄組合 納税協会

確定申告のお知らせ
申告と納税はお早めに...

申告及び納付期限 振替日(振替納税をご利用の方)

申告所得税及び復興特別所得税

平成31年
3月15日(金)

平成31年
4月22日(月)

消費税及び地方消費税(個人事業者)

平成31年
4月1日(月)

平成31年
4月24日(水)

龍野税務署内の確定申告書作成会場

平成31年2月18日(月)から
平成31年3月15日(金)まで
(閉庁日を除く)

※相談受付は原則として16時までです。
※2月15日以前は開設されません！

第4回「NKメンバーズツアー」

旅行代金 (お一人様) 123,000円(消費税込)
旅行期間 2019年6月29日(土)～7月1日(月)
申込締切日 2019年4月30日(火) ※空港までの送迎を予定しております。(要別途料金)



旅行代金については、原則として
事業の経費になりません。

詳しいパンフレット、お申込みは、龍野納税協会まで。

信州行程表
1 伊丹空港 → 羽田空港 → 高坂SA → 松井田妙鏡IC → 磯部ガーデン(昼食) → 富岡製糸場(ガイド付き見学) → 軽井沢 万平ホテル(昼) ... (希望者のみ) 旧軽井沢銀座(散策)
2 万平ホテル → 白糸の滝 → 軽井沢 → 長野 → 善光寺(参拝) → 小布施(自由散策) → 戸倉上山田温泉 清風園(昼)
3 清風園 → 上田城(ガイド付き見学) → マンズワイン小樽ワイナリー(見学・買い物) → 「そば蔵丁子庵」(昼食) → 横川SA → 高坂SA → 羽田空港 → 伊丹空港
※バス2台の場合は、スムーズにご乗降する為「小樽ワイナリー」と「そば蔵丁子庵」を1台ずつ入れ替えます。

国 税 コ ー ナ ー

龍野税務署からの

確定申告のお知らせ



申告会場 は 平成31年 **2月18日(月)** からです。

※ 申告会場にお越しの際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。



相談受付 は **午後4時** までです。

※ 混雑しだいでは早めに受付を終了します。

※ 午後3時以降は特に混雑が予想されますので、なるべく早くご来署ください。

ご自宅のパソコン等で申告書が作成できます！！

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で簡単に申告書が作成できます。
申告会場は大変混雑しますので、是非ご利用ください！！

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



税務署に出向く必要なし！

→ e-Tax送信のほか、印刷して郵送等により提出することもできます。

自動計算・いつでも作成可能！

→ 計算誤りのない申告書を作成することができます。

スマホ・タブレットでも作成できます！

→ ID・パスワード取得で、e-Tax送信も可能！！（裏面をご覧ください。）

医療費控除は領収書が**提出不要**となりました！

○ 改正のポイント

明細書を作成して提出すればOK！

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※ 医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要です。

（税務署から求められたときは提示又は提出が必要）

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

国 税 コ ー ナ ー

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。さらに、平成31年1月からは...

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

IDとパスワードは税務署で発行！

※ 運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Taxで送信すれば申告完了！**
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
- **申告書の控えは** PDF形式で **スマホに保存！**



確定申告書等
作成コーナーへ！

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用の上、申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

平成31年1月4日（金）
から利用可能になります！

QRコードを利用したコンビニ納付

パソコンやスマホから納付に必要な情報(氏名や税額など)を「QRコード」(PDFファイル)として作成・出力のうえ、コンビニに持参し、「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニで納付することができます。



- ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることも可能です。



「コンビニ納付QRコード」画面へ！

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

申告書の提出の都度、



マイナンバーの記載と**本人確認書類の提示**又は**写しの添付**が必要です。

※e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要となります。

本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード、例2：通知カード及び運転免許証 など

県 税 コ ー ナ ー



個人住民税の特別徴収について

兵庫県と県内すべての市町からのお知らせです。

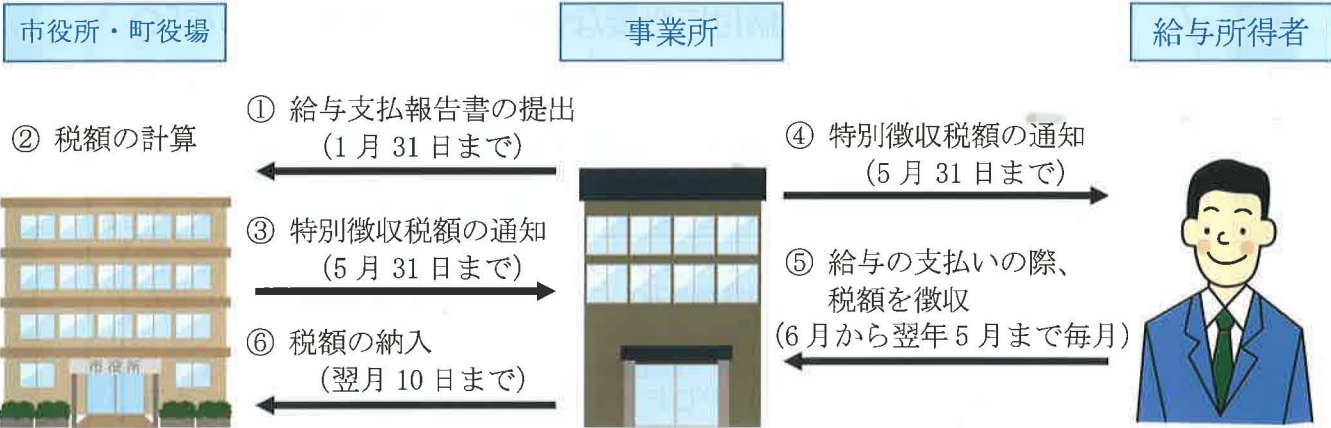
兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。
従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

◎ 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ

特別徴収とは、従業員の方の給与から個人住民税を天引きし、事業主の方が従業員の方に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

- ◆ この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主（給与支払者）の方に義務づけられています。
- ◆ 特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。
- ◆ 兵庫県・大阪府・京都府・和歌山県と府県内の全市町村は、平成30年度から特別徴収の徹底を行っています。特別徴収についてご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の方法による納税のしくみ



詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 特別徴収

ご理解とご協力をお願いします



兵庫県・県内市町